

貸渡約款

第1章 総 則

第1条(約款の適用)

- 1 当店は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当店は、本約款、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条(予約の申込み)

- 1 借受人は、レンタカーを借りるにあたり、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、連絡先その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 2 当店は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として当店の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当店が特に認める場合を除き所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条(予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当店の承諾を得なければならないものとします。

第4条(予約の取消し等)

- 1 借受人は、当店の承諾を得て予約を取り消すことができます。
- 2 借受人が、借受人の都合により予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当店に支払うものとし、当店は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 当店の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当店は受領済の予約申込金を返還するほか、当店所定の違約金を支払うものとします。

5 事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他の借受人若しくは当店のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとし、この場合、当店は受領済の予約申込金を返還するものとし、

第5条(代替レンタカー)

1 当店は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」と言います。)の貸渡しを申し入れることができるものとし、

2 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当店は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとし、ただし、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなる場合は、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとし、

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとし、

4 前項の場合において、貸し渡すことができない原因が、当店の責に帰すべき事由による場合には第4条第4項の予約の取消しに準じて取り扱い、当店は受領済の予約申込金を返還するほか、当店所定の違約金を支払うものとし、

5 第3項の場合において、第1項の貸し渡すことができない原因が、事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他当店の責に帰さない事由による場合には、第4条第5項の予約の取消しに準じて取り扱い、当店は受領済の予約申込金を返還するものとし、

第6条(免責)

当店及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとし、

第7条(予約業務の代行)

1 借受人は、当店で代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。)において予約の申込みをすることができます。

2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、第3条及び第4条にかかわらず、その代行業者に対してのみ予約の変更または取消しを申し込むことができます。

第3章 貸渡し

第8条(貸渡契約の締結)

1 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当店は本約款・料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合、借受人若しくは運転者が第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合、又は借受人が第3項その他貸渡契約に関して必要な借受人の情報の提供、利用に同意しない場合を除きます。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当店の第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3 当店は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達(自旅第138号 平成7年6月13日)の2(6)及び(7)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する必要があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出、又はデジタルカメラでの撮影を求めます。この場合、借受人および運転者はこれに従います。

4 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあり、借受人及び運転者はこれに従います。

5 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従います。

6 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶)

1 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

(1)貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。

(2)酒気を帯びているとき。

(3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。

(4)チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。

(5)暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当店は貸渡契約の締結を拒

絶することができるものとします。

- (1)予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (2)過去の貸渡しにおいて、貸渡料金などの当店に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
- (3)過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
- (4)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。)において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき。
- (5)過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (6)別に明示する条件を満たしていないとき。

3 前2項の場合は、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当店は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条(貸渡契約の成立等)

- 1 貸渡契約は、借受人が当店で利用手続きを行い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条(貸渡料金)

- 1 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当店はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
 - (1)基本料金
 - (2)利用料金
 - (3)付帯料金
 - (4)その他の料金
- 2 利用料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県にあつては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。)に届け出て実施している料金によるものとします。
- 3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第12条(借受条件の変更)

- 1 借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 当店は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 13 条(点検整備及び確認)

- 1 当店は、道路運送車両法第 48 条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 当店は、レンタカーの貸渡しにあたり、道路運送車両法第 47 条の 2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、第 2 項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 4 当店は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第 14 条(貸渡証の交付・携帯等)

- 1 当店は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用し、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当店の通知するものとします。
- 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当店の返還するものとします。

第 4 章 使 用

第 15 条(管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当店の返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第 16 条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第 17 条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当店の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 8 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者以外の者(当店にて手続き済みの者を除く)に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当店の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当店の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当店の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) 前各号の他、貸渡契約に違反する行為を行うこと。

第 18 条(違法駐車の場合の措置等)

1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。

2 当店は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当店の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

なお、当店は、レンタカーが警察により移動された場合には、当店の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当店は、前項の場合、借受人又は運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとします。確認できない場合には、前項の指示を行なうものとします。

また、当店は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当店所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求めることができ、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4 当店は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書及び貸渡証等の資料を提出することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとし

す。

5 借受人又は運転者が所定の期間内に駐車違反に係る反則金又は諸費用を納付せず、当社が当該駐車違反に係る放置違反金又は借受人若しくは運転者の探索及びレンタカーの引き取りに要した費用等を負担したときは、借受人又は運転者は当社に対し、当社が負担した一切の費用を賠償する責任を負い、当社の指定する期日までにこれらの金額を支払うものとします。

なお、借受人又は運転者が放置違反金相当額を当社に支払った場合において、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は受け取った放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。

6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに前項の請求額を支払わないときは、当社は社団法人全国レンタカー協会に対し、放置駐車違反関係費用未払報告をする等の措置をとるものとします。

第5章 返 還

第19条(返還責任)

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時に所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条(返還時の確認等)

- 1 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合通常の使用によって磨耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社はレンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条(借受期間変更時の貸渡料金)

借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条(返還場所等)

- 1 借受人又は運転者が第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、借受人は

返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者が、第 12 条第 1 項による当店の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、借受人は、返還場所の変更によって必要となる費用の倍額の返還場所変更違約料を支払うものとします。

第 23 条(不返還となった場合の措置)

1 当店は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当店の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。

2 当店は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3 第 1 項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第 28 条の定めにより当店の与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第 6 章 故障、事故、盗難等の措置

第 24 条(故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当店の連絡するとともに、当店の指示に従うものとします。

第 25 条(事故発生時の措置)

1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1)直ちに事故の状況等を当店の報告し、当店の指示に従うこと。

(2)前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当店の認めた場合を除き、当店は当店の指定する工場で行うこと。

(3)事故に関し当店及び当店が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(4)事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当店の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3 当店は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第 26 条(盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2)直ちに被害状況を当店に報告し、当店の指示に従うこと。
- (3)盗難、その他の被害に関し当店及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 27 条(使用不能による貸渡契約の終了)

- 1 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)により、レンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカー引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当店は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
- 3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 2 項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当店は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当店のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当店は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた金額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第 7 章 賠償及び補償

第 28 条(賠償及び営業補償)

1 借受人又は運転者は、事故によりレンタカーに損傷を与えた場合には、当社に対してレンタカー修理期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金(休車による損害金)を支払うものとします。

前項に定めるほか、借受人又は運転者は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を

与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当店の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第 29 条(保険及び補償)

1 借受人又は運転者が第 28 条第 2 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当店の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1)対人賠償 1名限度額 無制限

(2)対物賠償 1事故限度額 無制限(免責額 5万円)

(3)人身傷害 1名限度額 3,000万円

2 前項に定める補償限度額を超える損害については、特約した場合を除いて借受人の負担とします。

3 損害保険又は補償制度の免責分については、特約した場合を除いて借受人の負担とします。

4 警察及び当社に届出のない事故、貸渡後に第 9 条第 1 項各号若しくは同第 2 項各号のいずれかに該当して発生した事故、または第 17 条各号のいずれかに該当して発生した事故による損害、その他借受人が約款に違反した場合については、借受人は損害保険および当社の補償制度による損害を補填が受けられないことがあります。

5 前 3 項のほか、損害保険の保険約款の免責事項(保険金を支払わない場合)に該当する場合、第 1 項に定める保険・補償は適用されないものとし、これら損害については、借受人がすべて負担します。

第 8 章 解約、解除

第 30 条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第 31 条(中途解約)

1 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡してから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた金額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料=(貸渡契約期間に対応する貸渡料金－貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金)×50%

第9章 個人情報

第32条(個人情報の利用の目的)

当店が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。

- (1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約に基づく義務履行及び契約管理、および貸渡契約にかかる紛争の解決。
- (2) 当店において、取扱う商品、サービス等あるいは各種イベント、キャンペーン等の開催について印刷物の送付、Eメール送信等の方法により借受人又は運転者に案内すること。
- (3) 商品開発・顧客満足度の向上のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施すること。

第33条(個人情報利用の同意)

- 1 借受人又は運転者は、当店が第32条の利用の目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
- 2 借受人又は運転者は、第18条第6項又は第23条第1項のいずれかに該当することとなった場合は、当該事実及び借受人又は運転者の氏名、住所等を含む情報が社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

第10章 禁止行為

第34条 禁止行為

- 1 当社の承認を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- 2 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- 3 当店の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- 4 当店又は他の利用者に著しく迷惑を掛ける行為（レンタカーの車内での喫煙、物品等の放置、レンタカーの汚損等を含むがこれらに限られない）を行うこと。
- 5 自動車の借受に付随して、当社に運転者の労務供給(運転者の紹介及び斡旋を含む)をせまること。

第 11 章 雑 則

第 35 条(相殺)

当店は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当店に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 36 条(消費税、地方消費税)

借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税、地方消費税を当店に対して支払うものとします。

第 37 条(遅延損害金)

借受人及び当店は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 38 条(邦文約款と英文約款)

当店は、この約款を定めた場合、邦文約款との間に内容の相違があるときは、邦文約款によるものとします。

第 39 条(細則)

- 1 当店は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
- 2 当店は、別に細則を定めたときは、当店の事業所に掲示するとともに、当店の発行するパンフレット、ホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 40 条(ドライブレコーダー)

- 1 借受人は、車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを異議なく承諾します。
 - (1)本サービスの管理のため、運転状況を当社が認識する必要があると当社が判断した場合。
 - (2)提供する商品、サービスの品質向上のため等、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。
 - (3)法令又は政府機関等により開示が要求された場合。

第 41 条(自走不能状態の定義)

自走不能状態とはエンジンや車体の損傷などにより短時間修復で走行可能状態にできない故障(一般社団法人 日本自動車連盟のロードサービスにて完全修復できない程度のもの)や安全な運転操作を行えない損傷など。

自走不能状態の是非は借受人の申告を元に本店が判断・決定する一切の権限を持ち、事故や故障時において借受人の独断で判断し、利用を続けることを禁止します。

第 42 条 (合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず竜ヶ崎簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

第 43 条(準拠法)

この約款による契約、貸渡及び貸渡に付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

附 則 本約款は、平成 28 年 1 月 1 日から施行します。